

長崎拘置支所の廃止に対し強く抗議するとともに、  
建替えによる再設置と収容業務再開を求める会長声明

第1 声明の趣旨

当会は、国に対し、長崎拘置支所の廃止に対し強く抗議するとともに、建替えにより長崎拘置支所を再設置し、長崎拘置支所での収容業務を再開するよう求める。

第2 声明の理由

1 廃止に至る経緯

法務省は、2023年（令和5年）11月23日に収容業務が停止されていた長崎拘置支所を、2025年（令和7年）4月1日付で、廃止とした。廃止に至る経緯は、以下のとおりである。

長崎刑務所は、長崎県弁護士会に対し、2023年（令和5年）2月6日付文書により長崎拘置支所の収容業務を停止することを通知した。

これに対し、長崎県弁護士会は、同年8月24日付「長崎拘置支所の収容業務停止に強く反対する声明」を公表して強く抗議した。

また、全国的な拘置支所等の刑事施設の収容業務停止や廃止の傾向に歯止めがかからない状況を懸念して、九州弁護士会連合会は、同月25日付「長崎拘置支所の収容業務停止に強く反対する理事長声明」を、当会は、同月31日付「長崎拘置支所の収容業務停止に強く反対する会長声明」を公表して強く抗議した。

同年11月23日に長崎拘置支所の収容業務停止が強行された際には、長崎県弁護士会は、同年11月28日付「長崎拘置支所の収容業務停止に対し強く抗議するとともに建替えにより収容業務の再開を求める会長談話」を公表して再度強く抗議した。

収容業務停止後、長崎県弁護士会は、2024年（令和6年）8月8日、法務省に対し、長崎拘置支所の収容業務停止決定を撤回し、同所の修繕又は建替えを行い、速やかに収容業務再開のための措置をとること

を求める要望書を提出した。その後も、長崎県弁護士会は、法務省及び長崎刑務所との間で、長崎拘置支所の収容業務再開に向けて協議を行ってきた。しかしながら、長崎拘置支所の修繕又は建替えの具体的検討がされないまま、この度、法務省は長崎拘置支所を廃止した。

## 2 長崎拘置支所の廃止による弊害

### (1) 収容人数の問題

法務省は、刑事事件の減少傾向を踏まえ、長崎刑務所において、被疑者・被告人等（以下「被告人等」という。）を全員収容可能であると予測してきた。しかし、近時、長崎地方裁判所本庁管轄区域内での刑事事件は増加傾向にある。他方で、長崎刑務所の拘置区の収容人員は2023年（令和5年）と比較して2024年（令和6年）は約5倍に増え、2025年（令和7年）1月には、定員に近い収容人員となっている。仮に、長崎刑務所で、被告人等を全員収容できない場合、起訴後においても、警察署の留置施設、すなわち、いわゆる代用監獄において、長期間勾留されることになり、被告人の人権保障の観点から非常に問題がある。

### (2) 被告人等が弁護人から援助を受ける権利の問題

身体拘束を受けている被告人等にとって、弁護人の援助を受けることは重要な権利である。憲法34条前段は、弁護人の援助を受ける権利を定め、これを受けて刑事訴訟法39条1項は、弁護人が被告人等と立会人なく面会をし、書類の授受をすることができるとする接見交通権を定めている。

そして、現在、長崎刑務所に収容されている被告人等の弁護人の多くが長崎市内に法律事務所を有する弁護士が担当しているため、長崎拘置支所より遠方に位置する長崎刑務所までの移動が多く、弁護人にとって過度な負担となっている。接見に際する弁護人の負担の増大は、最終的には、被告人等の不利益に転化されるのであり、被告人等が弁護人との間で、適時かつ十分な接見を行うためには、よりアクセ

スの容易な刑事施設の存在が不可欠といえる。

また、収容業務が長崎刑務所に集約されると、長崎地裁の本庁管轄と大村支部管轄地域の被告人等のいずれも長崎刑務所が収容先となり、収容人数の増加が予想される。これにより、弁護人の接見や一般面会が集中して弁護人の待機時間が増加し、その結果として、被告人等が適時かつ十分な接見を行うことができない事態が想定される。

このように、長崎拘置支所の廃止により、弁護人の負担が増加することにより、被告人等が弁護人と適時かつ十分な接見を行う機会が制限される事態が現実的な問題となっている。

### (3) 被告人等の社会復帰のための社会資源との連携についての問題

被告人等の社会復帰のための社会資源との連携による再犯防止の観点からも長崎拘置支所の廃止には弊害がある。2022年（令和4年）度の全部執行猶予率は60%を超えているが、多くの被告人等は、身元引受人、福祉関係者あるいは医療機関等の社会資源による支援を受けることなどを条件に、勾留を解かれ、あるいは、刑の執行を猶予されるなどしており、社会資源との連携によって、早期の社会復帰が可能となっている。弁護人のみならず、身元引受人や福祉関係者が裁判の確定前から被告人等と面会し、更生支援計画を立ててその活用をするなどして、緊密に社会復帰に向けた準備を行い、被告人等と生活の本拠を置く地域の社会資源につなげることは、被告人等の社会復帰にとって極めて重要である。それにもかかわらず、長崎拘置支所が廃止されたことにより、社会資源と勾留場所とが距離的に隔絶され、時間や費用の面からも、身元引受人等との面会への支障が現実的な問題となっている。

### 3 長期的な調査の必要性

長崎拘置支所での収容業務停止による弁護活動への影響については、慎重に見極めなければならない。近時発生している事件の中には、共犯者多数の事件、事案複雑な事件及び裁判員裁判対象事件が一定数含まれ、

これらの事件の被告人の多くは、長崎刑務所に勾留されている。特に、これらの事件は、起訴から裁判終了まで長期間に及ぶことがあるため、ある程度長い期間にわたって、上記弊害がどの程度具体的に生じるのか、弁護活動への影響を調査する必要がある。

それにもかかわらず、法務省は、長崎県弁護士会、九州弁護士会連合会及び当会の訴えに耳を傾けることなく長崎拘置支所の収容業務を停止し、そのわずか1年4か月で、長崎拘置支所を廃止したことは、被告人等の人権を軽視する不当な措置である。

#### 4 結論

長崎拘置支所設置から収容業務停止まで約52年間、同所は、被告人等の勾留場所として機能し、弁護人が被告人等へ法的助言を行い、刑事裁判の方針について協議する場として、あるいは社会復帰に向けた支援をするための場として、重要な役割を果たしてきた。

長崎拘置支所が、刑事施設として必要であることは、今日においても何ら変わりはない。被告人等の人権保障の問題である以上、単なる予算上の都合をもって、今後一切、長崎拘置支所の建替え・再設置を検討しないことは許されない。

以上より、長崎拘置支所の廃止は到底容認できるものではなく、当会は、国に対し強く抗議するとともに、長崎拘置支所の建替えを行い、長崎拘置支所の再設置及び同所での収容業務を再開するよう求める。

2025年（令和7年）6月6日

佐賀県弁護士会

会長 出口 聡一郎